

## 会 議 記 録

会議名称	令和4年度第1回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和4年8月23日（火）午後3時00分～午後4時17分	
場 所	中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、大久保委員
	事務局	総務部長、営繕課長、土木管理課長、土木計画課長、 地域施設担当課長、契約係長、契約担当係長、契約係職員
傍聴者	10名	
配布資料	資料1 杉並区公契約審議会事務局職員名簿 資料2 公契約条例の運用状況について 資料3 令和4年度における予定価格1千万円以上の工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託、指定管理協定に係る賃金実態について 資料4 令和4年度における特別区の公契約条例の動向について 資料5 人事院勧告等の動向について 資料6 審議会の検討スケジュールについて（案）	
会議次第	1 開会 2 報告 (1)公契約条例の運用状況について (2)特別区の公契約条例の動向について (3)人事院勧告等の動向について 3 議事 (1)令和5年度の労働報酬下限額について 4 その他 (1)第2回杉並区公契約審議会      月      日開催 5 閉会	

○会長            ただいまから、令和4年度公契約審議会を開催したいと思います。本日の定足数の確認でございますが、委員の皆様、全員、本日出席していらっしゃいますので、定足数を満たしているということを、まずご報告をさせていただきますきたいと思います。

                  それでは、本日は、第1回ということでございますので、区のほうから一言ご挨拶を頂戴したいというふうに思います。総務部長、よろしくお願いいたします。

○総務部長        委員の皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、またお暑い中、審議会にご出席を頂きまして、ありがとうございます。

                  さて、おかげさまをもちまして、区の公契約条例につきましては、昨年の4月に運用を開始いたしまして、今年度2年目を迎えたところでございます。過去2回にわたって当審議会から労働報酬下限額の答申を頂きまして、これから、今年度ご審議を頂きます下限額につきましては、令和5年度の下限額ということになるわけでございます。

                  こうした中で、昨年度の審議会におきまして、運用、丸一年が過ぎたということで、その運用の結果、実績も踏まえて、改めていま一度、労働報酬下限額の算定に当たっての考え方、算定根拠について議論すべきではないかというご意見を頂きました。

                  そこで、今年度は、下限額の具体的なご審議に先立ちまして、そのような議論を行っていただくために、例年より少し早い立ち上がりで、この時期に第1回目の審議会を設けさせていただいたところでございます。ご審議の材料として、この後ご説明させていただきますが、1年回ってみての運用の状況、他区の動向、また市場における賃金の実勢などをご用意してございます。そちらもご参考にしていただきながら、活発にご議論いただければと存じます。本年度も、1年間、よろしくお願いいたします。

○会長            それでは、諮問内容を踏まえまして、審議を開始したいというふうに思います。まず、次第の2の(1)公契約条例の運用状況について、事務局からご報告を頂戴できればと思います。

○契約係長        初めに、本日の配付資料について確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

それでは、公契約条例の運用状況についてご報告いたします。資料2をご覧ください。

まず、労働報酬下限額の適用状況でございます。工事又は製造の請負契約は、令和3年度、40件適用しており、令和4年度においては、現在16件適用しております。工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約は、令和3年度、165件適用しており、令和4年度においては、現在159件適用しております。指定管理協定は、令和3年度は条例施行後に公募したのから適用することとしたため、0件ございました。令和4年度については、現在8件適用しております。

次に、参考として、委託契約における最も低い賃金の報告状況を掲載しております。令和2年度においては、当時の最低賃金1,013円による賃金実態でありましたが、令和3年度から労働報酬下限額が適用されたことにより、賃金が1,083円以上に引き上げられ、令和4年度においては、約45%が1,100円以上となっております。

次に、2の特定労働者等の申出及び立入調査状況でございますが、3年度、4年度ともに0件ございました。

次に、3の周知状況でございます。事業者向け、労働者向けの案内、そしてポスターを作成し、条例の周知を行っております。実際に使用しているものは、資料に添付しております別紙1から3のとおりでございます。

最後に、4のその他でございます。今後、条例の周知につきましては、他自治体の事例等を参考に徹底強化に努めてまいります。また、条例運用後の影響を具体的に把握するため、事業者及び労働者を対象としたアンケート調査の実施を予定しております。具体的な内容については、現在検討しておりますので、決まり次第、改めて報告させていただきます。

続きまして、資料3をご覧ください。工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託及び指定管理協定についての賃金実態を、事業者の報告に基づき、まとめた資料でございます。令和4年8月1日現在、合計167件が公契約条例の対象となっており、各契約の最も低い賃金は、おおむね5割が1,100円以上となっております。私からは以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの報告に関しまして、委員の方々のほうから、ご質問等はございますか。

○委員 資料2の円グラフは、業務委託における最も低い賃金の報告状況ということで、これはどういうふうに集計されたのでしょうか。

○契約係長 令和2年度は「労働関係法令遵守に関する報告書」に基づいて、集計しております。令和3年度、4年度につきましては、2年度に提出された報告書と同じ契約を対象に公契約条例の報告書に基づいて、集計しております。ただし、4年度については、提出されていない報告書もあるため、若干件数に違いがございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

( なし )

○会長 それでは、次第2の(2)特別区の公契約条例の動向について、続けて、2の(3)人事院勧告等の動向につきまして、事務局からご説明を頂戴できればと思います。

○契約係長 資料4をご覧ください。各区の労働報酬下限額につきまして、1の(1)工事又は製造請負契約の熟練労働者の下限額は、千代田区が公共工事設計労務単価に対する割合を89%から90%に引き上げております。

次の、1の(2)工事又は製造請負契約の見習い・手元等の下限額は、公共工事設計労務単価の軽作業員の単価を基に算定している区においては、労務単価の改定がなかったため据置きとなっております。また、足立区は、従来の算定根拠から、杉並区、渋谷区、千代田区を除く4区と同じ、軽作業員の70%に見直したことにより、30円引き上げられております。

次に、業務委託契約の下限額については、足立区を除き、全ての区が引上げを行いました。足立区は前年度の会計年度任用職員の単価を基礎としているため、令和4年度は据置きとなりました。

最後に、特別区では、新たに中野区、北区が来年度から公契約条例の運用を開始することを確認しております。今後の動向については、注視してまいります。

続きまして、資料5をご覧ください。1の国家公務員に対する人事院勧告ですが、人事院は、本年8月8日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行いました。給与勧告の内容ですが、記載のとおり、月例給、ボーナスともに引上げとなりました。

次に、2の東京都の最低賃金ですが、東京地方最低賃金審査会は、本年8月5日、現行の最低賃金1,041円を31円引き上げて、1,072円とすることが適当であるとの答申を行っております。報告は以上になります。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの報告に関しまして、ご意見等はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

( なし )

○会長 はい。それでは、ただいまの事務局からご報告いただいた点を踏まえまして、次第3の議事に入っていきたいというふうに思います。最初に、検討スケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○契約係長 資料6をご覧ください。本日の第1回審議会では、答申の取りまとめに先立ち、下限額算定に当たっての根拠についてご意見を頂きたいと考えてございます。本日の意見を踏まえ、第2回審議会では一定の方向性をまとめていただき、11月に想定される特別区人事委員会の勧告に対する妥結後の12月に第3回審議会において答申を頂ければと考えてございます。

○会長 はい。ありがとうございます。大体、このようなスケジュール感でというふうにご了解いただければと思います。冒頭の総務部長からもご説明ありましたように、昨年度、この委員会でも2年間の実績を踏まえて少し議論しましょうということで、今日を設定したという経緯がございます。その点を踏まえまして、皆様のご見解等をお聞きできればというふうに考えているところでございます。

それでは、このスケジュールにつきましてはいかがでしょうか。

( 了承 )

○会長 それでは、12月に開催する第3回審議会において答申を決定するというところで、本日は、令和5年度の労働報酬下限額の設定根拠につきましては、フリーディスカッションのような形で皆様からご意見を伺って、今後の方

向性を確認できるところはしていこうというふうに思っております。よろしゅうございますでしょうか。

( 了承 )

○会長           ありがとうございます。それでは、皆様のご意見を頂戴していきたいというふうに思いますが、最初に、熟練労働者等の労働報酬下限額から入りたいと思います。

          工事又は製造の請負契約についてのご意見でございますが、熟練労働者についての下限額についてご意見のある方、どうぞご自由にご発言願えればと思いますが、いかがでございますでしょうか。

          ここにつきましては、設計労務単価の90%ということで、ほぼほぼ実施しているところでございます。そういう意味では安定的に運用しているというふうにも言えるわけですが、差し当たりこの線でということによろしいですかね。

( 了承 )

○会長           熟練につきましては現行どおりということになりますので、公共工事設計労務単価の9割という方向性になろうかと思えます。

          次に、見習い・手元等の労働報酬下限額について、この間、いろいろと議論を重ねてきたところでございます。特に設計労務単価の軽作業員の70%としている区が多いということですが、果たしてそれがどういう根拠なのかということについては、これまでも議論になったところでございます。そういう観点も含めまして、審議の参考になります情報を事務局からご説明を頂戴できればと思います。

○契約係長       それでは、参考資料の2ページ、2、見習い・手元等の労働者等の労働報酬下限額の算定方法についてご覧ください。

          各区における見習い等の労働報酬下限額の算定方法でございますが、これまでご説明さしあげているものに加えて、軽作業員の70%の根拠を調べております。世田谷区において、平成28年度に労働報酬下限額を決めるに当たり、目安を杉並区と同様に、日当1万円程度とするため、当時、軽作業員の公共工事設計労務単価に70%を乗じた額が9,936円であったことから、この算定方法を採用したということを確認いたしました。

次に、同じく参考資料の2ページの3、軽作業員の定義をご覧ください。  
前回の審議会でお伺いしましたリクエストを踏まえ、軽作業員の定義を掲載したものでございます。ご参考にしてください。

次に、参考資料の3ページをご覧ください。昨年も参考資料としてお出しした都内の公共職業安定所の求人情報のうち、軽作業員・見習い等の求人内容を抜粋して掲載させていただきました。前回は1か月分の情報でございましたが、今回は今年2月から7月までの期間における求人内容をまとめております。これによりますと、軽作業・見習い等について報酬額を時給換算した額の平均は、パートタイマーが1,360円、正社員につきましては、7ページに記載したとおり、1,399円という結果となりました。参考にしていただけると幸いです。

最後に、参考資料の11ページ、12ページをご覧ください。前回の審議会において、工事の発注方法や積算方法などをひもとくような説明が頂きたいとのご要望がございましたので、簡単ではありますが、公共工事に係る発注等の流れ、積算方法等をまとめました。

まず、11ページの9、公共工事に係る発注の流れをご覧ください。公共工事は、まず担当課において設計図書を作成し、それを基に工事費の積算を行います。その後、契約手続を行うため経理課で予定価格を設定の上、競争入札を実施いたします。入札の結果、落札したところと契約を締結し、着工となります。工事完了後は、区の発注内容どおりの施工がされていることを検査し、その後、工事費の支払いとなります。

次に、12ページの10、工事費の積算をご覧ください。工事費積算の構成、積算に用いる単価になります。労務費については、図にあります細目の中で積算され、公共工事設計労務単価を用いております。

最後に、11、施工例をご覧ください。元請事業者と下請事業者との施工分担について、区内の小学校で行われた外壁補修工事の施工体制を例として、記載しております。以上です。

○会長

ありがとうございました。お忙しい中、貴重なヒアリングを含めて、調べていただきまして、ありがとうございました。こうした資料も含めまして、議論をしていきたいというふうに思います。

当初、私どもが設定を考えたときも、1日当たり1万円程度は保証すべきでないかということ为前提とし、労働報酬下限額を出発させたという経緯があったわけです。その考え方は、実は70%の考え方も結果的には同じような考え方が働いていたことを今回調べていただいて、よく分かったような気がいたしました。そういう意味では、この設計労務単価の軽作業員に対する70%というのは、軽作業員の具体的な職務というよりは、額の代替指標のようなものであったというふうに見ることができるのかなというような印象を持ちました。

そうしたことも踏まえまして、皆様からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○委員 昨年度の審議会でも申し上げてきましたが、建築協議会としては、設計労務単価の軽作業員の70%をお願いしたいというのは、昨年同様でございます。

当初、何度もここで同じ話をしていますが、最初、最賃近くでというようなお話が出たので、幾ら何でも最賃は駄目です。それでは建設業の方がやっていけない。日給1万円は、どんなに悪くても1万円は保証ということになるということで、1万円がちょっと独り歩きするような形でどうしてもあったかと思います。去年、建築協議会でも話をして、軽作業員の70%を守っていかないと、他区と比べても金額的に見劣りするというのはやっぱりよくありません。ぜひ、ここはご一考していただいて、できれば今年度からそのような話にさせていただけたらなというところであります。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。

今、委員のご指摘にもありましたが、先ほど見ていただきました資料4を見ますと、渋谷区は例外ですが、足立、世田谷、目黒、新宿、江戸川が70%という額で並んでいるのに比べますと、杉並はやや低いというのは事実だろうというふうに思います。

それから、軽作業、作業補助のパートの求人情報ですと、平均が1,360円という数字が出ているところもございます。これにつきましては、標準偏差も取っていただいております、その結果でも1,353円という数値が出ているというのは、この問題を考える上での一つの大きな資料かなとい



うふうには思います。いかがでございましょうかね。

○委員 昨年、私のほうで軽作業員の定義を皆さんにということで、今回、資料の2ページにつけていただいておりますが、これも何度も申し上げておりますが、実際は現場に入れば、本当は軽作業員です。とびの方や塗装の方が現場に入れば、まず何をするかというと、軽作業員の中の軽微な片づけだとか手伝いだとか、本来ならばこの軽作業員の金額が未熟練の方の金額だと思えます。これにさせていただきたいという話で、これをずっと消さないで置いておいてほしいです。

まず1段階として、一つ上がっていくためには、軽作業員の70%を何とかここは守っていただきたいというところですか。将来的には、千代田区のように、現場に入れば軽作業員ではない、とび職の方はとび工で金額が決まり、設定なしということになっています。実際は、本当はそれが理想だと考えております。ただ、そこに一足飛びに行くということにはできないとも思っておりますし、難しいとも思っております。足がかりの一步としては、軽作業員の70%は何とか守っていければなというところで協議会でも話をしてきました。よろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○委員 他区も含めて、おおむねこの軽作業員の70%というところにそろってきたということで、私も審議会の場で従前から申し上げましているとおおり、他区との金額差があるというのは、決して健全じゃないという意見は変わりません。僅か数キロ離れた区で、区同士で、金額が違くと労働者というのは区境関係なく動いていきますので、我々事業者側としても労働力の確保という観点からしても、あまり隣接区と差が大きいということとはよくないと思っております。その上で、先ほど会長がおっしゃった、いみじくも最初に冒頭におっしゃったように、軽作業員の職務内容の定義というよりは、どこの区も同じ指標を採用することによって、おおむね今の募集、求人関係の水準に近いというふうになっているということが、軽作業員の70%を引いている理由ではないかということに私も賛同いたします。今回、私がこの場で申し上げようと思ってきたことはここまでです。よろしく願いします。

○会長            はい。ありがとうございます。そういったしますと、これまでは採用して  
おりませんでした。軽作業員の70%というのが水準になってきつつある  
ということ踏まえて、他区との均衡を踏まえた形で、今後の具体案のと  
ころでご検討していくというようなことでよろしゅうございますか。

( 了承 )

○会長            はい。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただき  
たいと思います。

引き続きまして、今度は業務委託契約と指定管理協定の労働報酬下限額、  
これについて考えていきたいというふうに思います。これについても情報  
をまとめていただいておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○契約係長        それでは、参考資料の8ページをご覧ください。8ページの5で、区職員  
の行政職給料表の事務系の1時間当たりの換算額を、6で、これまで下限額  
の参考としてきた会計年度任用職員の短時間・一般事務補助の1時間当  
たりの換算額を記載しております。今後、人事委員会勧告により給料表が改  
定され、換算額が変わる可能性もございますが、議論の参考にしてい  
ただければと思います。以上です。

○会長            はい。ありがとうございました。ここに関しましては、一応この審議会  
では、これもある種の代替指標ではありますが、会計年度任用職員の給与  
表ということの一つの素材として考えてきたわけでございますが、これも  
他区との関係を見据えながらご意見を頂戴できればと思います。いかが  
でございますでしょうか。

○委員            これも例年同様な話になってしまいますが、やはり絶対額的に少し  
低いなという感じは例年どおり思っております。昨年も申し上げましたが、  
要は会計年度任用職員の金額をベースとして考えるというところについて、  
だんだん無理が生じてきている部分もあるのかなというふうにも感じてお  
ります。

参考資料の9ページにあります。最低賃金と会計年度任用職員の時給  
の差もだんだん少なくなっているということでは、区としては会計年  
度任用職員の単価をなかなか超えにくいという話であったとは思いますが、  
ここまで近くなってきたときにその辺の考えがどうなっていくのかという

ところも少し疑問に思っているところでございます。

あと、他区においては高卒初任給をベースにして考えているところもありますので、一つの考え方として検討してもいいのかなと思っております。

連合としては、これも毎年言っていますが、リビングウェイジという考え方の中で、もう少し高い最低生活基準というものを持っております。なかなか大きく上げていくというのは一足飛びに難しい部分もあるのかもしれないですが、そういう議論もさせていただければなと思っております。

以上でございます。

○会長           はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員           人事委員会というのは、いつ発表になりますか。

○総務部長       特別区の人事委員会の勧告は、例年、大体10月の20日前後です。

○委員           20日前後ですね。

○総務部長       その後、労使交渉がありまして、妥結を迎えるのがちょうど1か月後、11月の20日前後ということになります。

○委員           はい、分かりました。今まで会計年度任用職員を基準にしてきて、それで今年は6号給ですね。その前が5号給ですね。

○会長           はい。

○委員           それで、今、委員がおっしゃったこともよく分かりますが、じゃあ、何を基本にしてやっていくのかなというのが、ちょっと漠然としているのかなと思っているところです。

○会長           はい。ありがとうございます。恐らく会計年度任用職員というのが、区が雇うと言っているか分かりませんが、直接任命している形で、言わば評価が反映していると一応考えられているので、それを下回るということは、この公契約条例との関係でないだろうというふうには思うわけです。ただ、下限額の根拠をどこに設定していくのか。要するに業務内容で見ていくということでは必ずしもないものですから、そこら辺をどう考えていくかということですね。

それと、やっぱりもう一つは、直接連動するわけではないですが、やはり最低賃金が東京都については31円引き上がったと。去年はいろいろあって全会一致にならなかったようですが、今年も全会一致ということでもご

ございましたし、先般、各都道府県の賃金審議会を見ると、東京は31円。そのまま目安どおりということでもございましたけど、むしろ地方は、いつもより目安を乗っけて、例えば33円引上げとか、こういうところもかなり出てきているというような状況。東京については31円ということと、それから、最近の状況としては、このところなかった物価高というのが出てきているという辺りを踏まえて、少し検討していかなきゃいけないのかなと。もちろん賃金のところで上がった分を価格に転嫁できるかというのは、業種によっていろいろ違いがあるでしょうから、一概に言えないところはあるでしょうが、そこら辺を考えていくということですね。今年1,072円ということで、東京の場合、来年は恐らく1,100円台という形には多分なるだろうというふうに思います。そこら辺も見通して考えておく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

会計年度任用職員のところでいくと、現状、かなり最賃に近いところまで来ているということがあるのかもしれないですね。

ほかに何かご意見はございますでしょうか、この問題に関しまして。指定管理あるいは業務委託の業種についても、今回どういう業種になっているのかということもお出しいただいているところです。資料の3でしょうか。こうした業務の特性というものもどうなのかというようなことも含めて、何かご意見ございますか。

○委員 先ほどの会計年度任用職員の基準を目安にするというお話ですが、こちらはず、対象が業務委託なので、法律的にも請負、準委任に当たりまして、雇用ではないので、雇用を前提とする区職員の給料表は妥当しなくて、臨時ですとか一時的な会計年度任用職員を目安にするというのは、それは一つ妥当ではないかというふうには思っております。

ただ、金額については、先ほど会長からもご指摘ありましたとおり、最低賃金法の上昇率との兼ね合いもありますので、どこまで金額を勘案するかというところはあるかと思いますが、一応そのように考えております。

○会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○委員 委託とか指定管理で応募される方は、時給を見て、応募されると思います。建築は、時給がいいからって応募するというよりは、つながりで仕事

をされるという方が非常に多いですが、こちらは時給を見て申し込んでくる。隣の区が50円、100円高いとなると、当然隣の区に、いい人は行ってしまいます。最賃がこれだけ上がってきて、昨年の委託は10円しか上がっておりませんので、最賃の上げ幅ぐらいは上げておかないと、また来年最賃が上がると、本当に差がなくなってくるような状況になるかと思えます。最賃が今年2.79%上がっていますから、同じようなぐらいは上げておいたほうがいいのかなどは思います。

○会長 はい、分かりました。ほかにいかがでございましょうか。

○委員 すみません。まだ人事委員会の勧告が出ていないので、とりあえずそれを見て。あと、最低賃金の引上げ率とかを案分によって決めるという手はないですか。

○会長 区の人事委員会は、これまでの流れから国の人事院勧告をベースにしていきますので、大幅な変動はないだろうと予想されるところと、増えも減りもしない額が多分出てくるのではないかというふうには思います。もちろん、正式には待ってということになりますが。

若干難しいのは、人事院勧告というのは、制度的に前の年を基準にして勧告を出しているので、公務員の場合はどうしても1年遅れになっていくというのがあります。最賃はその年10月から変わるということで、そこら辺のタイムラグというのは、こういう状況の大きいときには出てこざるを得ないだろうとは思いますが。そこら辺も含めて、今日のいろいろなご意見を踏まえて、具体的な額という点ではずれがあるかもしれませんが、基本的な考慮事項はほぼほぼ共通しているように思います。最賃、それから区の人事委員会の勧告。あるいは、私はやっぱり物価の動向というのも少しは見ておいたほうがいいのかという気はしております。年末にかけてかなり上がっていくというようなお話もあるようですので、その辺を次回皆さんのほうでご検討いただいて、またご意見を頂戴するというようにしたいと思えます。いかがでございませうでしょうか。

( 了承 )

○会長 ありがとうございます。それでは、今日の検討すべき点が検討されましたので、本日の意見を踏まえまして、次回、算定根拠の方向性を決定し

ていきたいというふうに思いますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○契約係長       では、次回の日程についてよろしいですか。

○会長            そうですね。

○契約係長       では、資料をお配りいたします。

( 追加資料配付 )

○会長            ありがとうございます。

○契約係長       委員の方々に事前に確認をさせていただきました日程の調整結果をお手元に配付させていただきました。恐れ入りますが、第2回の開催日時の決定をお願いしたいと思います。

○会長            それでは、今、事務局からお配りいただいたように、11月2日水曜日の午後3時からということで、ご予約に入れておいていただければと存じます。場所等につきましては、追って、また事務局からご連絡を頂戴できるということでよろしいですね。

○契約係長       はい。場所等については、また追って連絡をさせていただきます。

○会長            それでは、本日は活発なご意見を頂戴しまして、誠にありがとうございました。改めまして、次回は、本日の議論を踏まえまして、着地点を見いだすために議論を行いたいと思いますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。本日はどうもありがとうございました。